

「各種事務事業の取扱い 福祉関係事業」について

(1) 福祉医療

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

精神障害者医療費支給事業については、豊川市の例による。

(2) 保育事業

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 保育料及び主食代並びに休日保育

豊川市の例による。

イ 延長保育、障害児保育及び一時保育

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、指定園については新市において調整するものとする。

ウ 乳児保育

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、施設状況により受け入れ不可能な場合については新市において調整する。

エ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、新市において制度のあり方について検討する。

(3) 高齢者福祉事業

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

ア ひとり暮らし高齢者ガス安全対策事業、訪問理美容サービス事業、在日外国人高齢者福祉手当及び家具転倒防止器具取付等事業
豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

イ 在宅寝たきり高齢者等介護者手当
新市においては実施しない。

ウ 介護用品支給事業、敬老金支給事業
豊川市の例による。

(4) 障害者福祉事業

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 在日外国人障害者福祉手当、ガイドヘルパー派遣事業、訪問入浴サービス事業、身体障害者自動車改造費支給事業及び家具転倒防止器具取付等事業
豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

イ 障害者手当
豊川市の例による。

(5) 児童福祉事業

新市における単独の遺児手当については、豊川市の例による。